

大紀農第1029号  
令和7年3月14日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大紀町長 服部 吉人

市町村名 (市町村コード)	大紀町 (24471)
地域名 (地域内農業集落名)	神原 ( 神原 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月13日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

現在当地区では、水田及び茶畠を中心に農地の維持が図られているが既に集落内外の農家に作業を委託したり引き受け人材も高齢化が進み収益性の低下を資器材の高騰、狭小な圃場と施設の老朽化等により作業の効率化も難しい状況にある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

農地を維持し守ることは、地域を守り国土を保全することに他ならないので、農業を営むというより農地を維持していくことが重要である。そのためには、作業の効率化と集約化に努め、地域における協業や地域内外の担い手への委託も視野に入れながら現状の維持に努める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農地として利用されている土地を農用地とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

作業の効率化など様々な条件により、集積・集約化が必要か検討していく。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸借については原則農地中間管理機構を通じて行っていく。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

特になし

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域における協業や地域内外の担い手の受け入れに努める。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

必要性は増してくると思われるが費用面も考えながら上手く活用したい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①獣害防護柵の保全管理に努め対策を継続していく

⑦労力軽減を工夫しながら保全管理に努めていく